

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：IT社会と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>社会のIT化は、現代の大きな社会変革の要素である。例えば、インターネットや電子メールの普及は、遠隔地における容易なコミュニケーションを可能にし、経済の急速なグローバル化を推進している。また、政治の領域でも、電子投票や政党によるインターネットの活用が積極的になされている。しかし反面、データベースや監視カメラなどの管理技術が発達し、政府や企業によるプライバシーの侵害等の問題も表面化している。また、個人による匿名情報の流出が社会問題となっている。このようなIT社会に対する法の対応は、一方では、取引の電子化等の先端的な動向への積極的な問題に対するものがある。また、他方では、個人情報保護や電子商取引における消費者問題等、市民の日常生活の保護に対する対応も必要である。</p> <p>IT社会において、法は、何をなすことができるのか、また何をなさなければならないのかを総合的に検討する必要性に迫られている。そのためには、いわゆる立法や法解釈の研究の世界にとどまることなく、技術系の学問分野との協働による先端的な制度の研究を行い、また、社会学や政治学の分野との協働による市民意識等の研究を行う必要がある。このような、異分野との交流・協働を行いうるのは、学術会議の場ならではと思われる。</p>
4	審議事項	IT社会を適切に根付かせるために、法がなすべき役割に係る審議に関すること。
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	